（準用規定）

第二十条　第二条第一項（第四号を除く。）、第三条、第五条、第五条の四から第七条の二の四まで、第七条の四から第十条まで、第十二条及び第十三条の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出、被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	都道府県の区域内に住所を有するに至つた	組合員又は組合員の世帯に属する者となつた
第二条第一項（第四号を除く。）	都道府県の区域内に住所を有するに至つた	組合員又は組合員の世帯に属する者となつた
	その者の属する世帯の世帯主	当該組合員
	当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）	組合
第二条第一項第一号及び第六号	世帯主	組合員
第三条（見出しを含む。）	第六条各号	第六条各号（第十号を除く。）
	世帯主は	組合員は
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
第五条及び第五条の四	世帯主は	組合員は
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
第五条の五（見出しを含む。）及び第五条の六（見出しを含む。）	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
第五条の七第一項	市町村は	組合は
	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
	当該市町村の区域内に住所を有する世帯主	組合員
	当該世帯主	当該組合員

（準用規定）

第二十条　第二条第一項、第三条、第五条から第十条まで、第十一条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出、被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証について準用する。この場合において、これらの規定（第五条の二の規定を除く。）中「その者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、第二条第一項中「市町村の区域内に住所を有するに至つたため」とあるのは「組合員又は組合員の世帯に属する者となつたため」と、第三条及び第十三条中「法第六条各号」とあるのは「法第六条各号（第十号を除く。）」と、第五条の五中「法第九条第三項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第九条第三項」と、第五条の八第一項中「令第一条」とあるのは「令第二十五条の二において準用する令第一条」と、同条第二項中「令第一条の二」とあるのは「令第二十五条の二において準用する令第一条の二」と、第七条の二第三項ただし書及び第七条の四第二項第二号中「法第九条第三項又は第四項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第九条第三項又は第四項」と、第九条及び第十条中「市町村の区域内において」とあるのは「当該組合の地区内において」と、第十一条中「法第九条第九項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第九条第九項」と読み替えるものとする。